

第 3 号

都城盆地土地改良区だより

●発行／都城盆地土地改良区
(平成24年 1月発行)

〒885-0004 都城市都北町5225番地5
TEL:(0986)36-6710 FAX:(0986)36-6740
E-mail:miyakonojo-bonchi@major.ocn.ne.jp



目 次

○理事長あいさつ	・・・ 2	○給水スタンドについて	・・・ 6
○総代選挙について	・・・ 2	○便利な散水器具の紹介	・・・ 7
○第4回通常総代会を開催	・・・ 3	○給水開始申請された畑について	・・・ 7
平成21年度収支決算	・・・ 4	○事務所移転のお知らせ	・・・ 7
平成23年度収支予算	・・・ 4	○こんなときは必ず連絡を！	・・・ 8
○賦課金について	・・・ 5	○トピックス	・・・ 8

理事長あいさつ

都城盆地土地改良区の組合員の皆様並びに関係機関の皆様には、日頃から本土地改良区の運営及び地区内の土地改良事業に対して、ご理解・ご協力を頂いておりますことを厚く御礼申し上げます。

昨年、本県では口蹄疫・鳥インフルエンザ問題に続き新燃岳の噴火で農業関係に甚大な被害が発生しました。さらには、県外でも昨年3月11日に「東日本大震災」の発生により大津波・原発事故が重なる大災害となり、多くの尊い命が失われました。現在でも多くの方々が厳しい環境での生活を余儀なくされています。被災された方々に、改めてお見舞いを申し上げますと共に一日も早い復旧・復興を心からお祈り申し上げます。

さて、都城盆地地区におきましては、平成23年3月に国営事業が完了し県営事業を鋭意施工中であります。現在、受益地3,966haのうち621haの畑で水利用が可能となりました。そこで供用開始された地区において、本土地改良区の運営費及び施設の維持管理の経費を賄うため、賦課金の納入をお願いしているところであり、安定的な用水供給には畑地かんがい施設の適切な維持管理が必要不可欠です。組合員の皆様には賦課金の納入にご理解いただくようお願いいたします。私たち役職員一同、組合員の皆様方のご意向を反映しつつ、健全な運営に努める所存であります。

最後になりますが、組合員の皆様により一層のご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げますと共に、都城盆地の農業の発展と皆様のご健勝とご多幸を心よりお祈り申し上げます。



都城盆地土地改良区
理事長 青木義春

総代選挙について

平成24年2月24日をもちまして都城盆地土地改良区総代の任期満了をむかえ、改選の年となりました。

そこで今年2月20日に選挙を執り行います。

総代のみなさんには地区の代表として4年間、畑地かんがい事業の推進と土地改良区の運営に携わって頂きます。

《任期：平成24年2月25日
～平成28年2月24日》

選挙区	選挙区域	総代数
第1区	都城市（山之口町、高城町、山田町及び高崎町の区域を除く）	36人
第2区	都城市山之口町	3人
第3区	都城市高城町	11人
第4区	都城市山田町	10人
第5区	都城市高崎町	8人
第6区	北諸県郡三股町	7人
	計	75人

役員 の 就 任

第4回総代会において選任された三股町長 木佐貴辰生氏が理事に就任され、今後の本土地改良区の業務及び運営の発展にご尽力いただくこととなりました。



就任された木佐貴理事

第4回総代会を開催

平成23年3月28日（水）午後1時30分より総代定数73名中60名の出席を得て、第4回総代会が開催されました。

島田副理事長の開会宣言に続き、青木理事長による挨拶、来賓の中野實九州農政局都城盆地農業水利事業所長、長峯誠都城市長より祝辞を賜り、議長に第6選挙区（三股町）の内村充総代を選出して議事に入りました。

提出した12議題について慎重に審議され、全て原案のとおり可決されました。



中野事業所長



長峯市長



内村議長

議決事項

- | | |
|---------|---|
| 議案第 1号 | 平成21年度事業報告書の承認について |
| 議案第 2号 | 平成21年度一般会計及び特別会計収入支出決算書の承認について |
| 議案第 3号 | 平成21年度財産目録の承認について |
| 議案第 4号 | 平成23年度事業計画（案）について |
| 議案第 5号 | 平成23年度賦課金及び徴収方法について |
| 議案第 6号 | 平成23年度給水スタンド使用料について |
| 議案第 7号 | 平成23年度役員報酬（案）について |
| 議案第 8号 | 平成23年度一般会計収入支出予算書（案）について |
| 議案第 9号 | 平成23年度特別会計収入支出予算書（案）について |
| | 1.職員退職給与積立金特別会計 2.備荒積立金特別会計 |
| | 3.農地転用決済金特別会計 4.国営事業補償金特別会計 |
| 議案第 10号 | 平成23年度一時借入金の最高限度額並びに借入先及び
金銭預入先の金融機関指定について |
| 議案第 11号 | 規程の制定について |
| 議案第 12号 | 役員の補欠選任について |



第4回通常総代会の様子

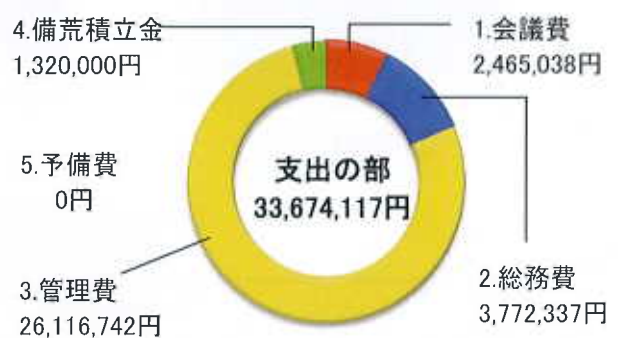
平成21年度収支決算

■一般会計収支決算

(単位:円)

収入の部			支出の部		
項目	決算額	付記	項目	決算額	付記
1.受託費	33,076,500	国営事業,操作委託事業等	1.会議費	2,465,038	総代会費,役員会費等
2.補助金	0		2.総務費	3,772,337	事務費等
3.雑収入	141,001	預金利息等	3.管理費	26,116,742	施設管理費,操作体制整備事業等
4.借入金	0		4.備荒積立金	1,320,000	特別会計へ繰出
5.繰越金	1,070,523	前年度繰越金	5.予備費	0	
計	34,288,024		計	33,674,117	

※差引残高 613,907円(平成22年度会計へ繰越)

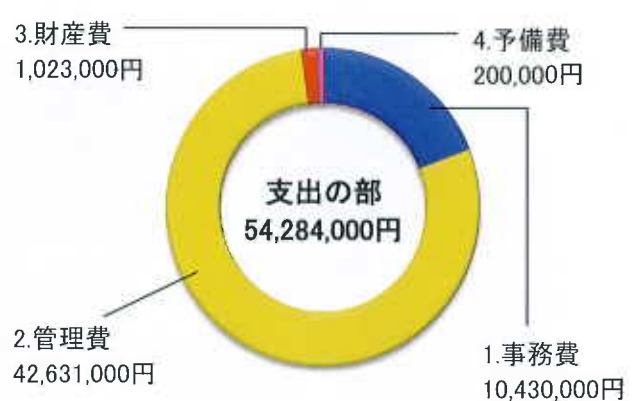
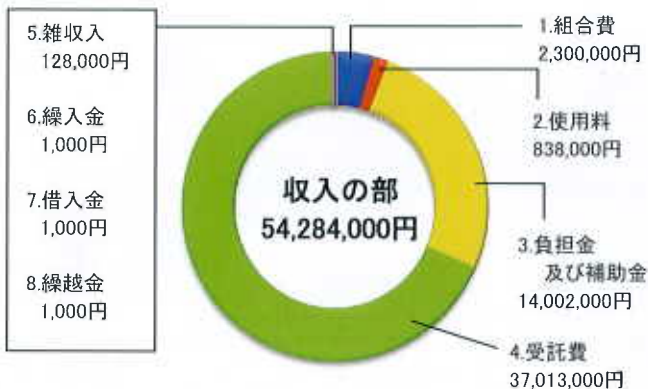


平成23年度収支予算

■一般会計収支予算

(単位:円)

収入の部			支出の部		
項目	予算額	付記	項目	予算額	付記
1.組合費	2,300,000	組合費,水利費	1.事務費	10,430,000	職員給料,役員会費,総代会費等
2.使用料	838,000	給水スタンド使用料等	2.管理費	42,631,000	施設管理費,基幹水利施設管理費
3.負担金及び補助金	14,002,000	管理体制整備費,運営負担金等	3.財産費	1,023,000	退職引当金,備荒積立金
4.受託費	37,013,000	管理委託事業,基幹施設管理事業等	4.予備費	200,000	
5.雑収入	128,000	預金利息等			
6.繰入金	1,000				
7.借入金	1,000				
8.繰越金	1,000				
計	54,284,000		計	54,284,000	



賦課金について

平成23年4月より畑地かんがい施設を都城盆地土地改良区が管理しています。
それに伴い、当土地改良区の運営費及び施設の維持管理などに係る経費をまかなうため、
県営事業が完了し水利用が可能となった地区の組合員の皆さまに賦課金を納めていただきます。
料金体系は、平成23年3月28日開催の第4回総代会において決定されました。

現在、賦課金の徴収を行っている地区は下記の6地区です。

・森田原地区	・安久地区	・宮ノ原第1地区
・百原地区	・前方第2地区	・高崎地区(たちばな地区)

組合費

10a当たり/年間 100円

ただし、1組合員に対し合算して10a未満の組合費については、100円とする。

- ※**組合費**は、水利用が可能となった圃場を対象に**組合員全員に賦課**されます。
水利用の有無、給水栓の有無、畑かん工事への同意の有無にかかわらず発生します。
(土地改良法第36条)
※組合費は原則として畑の所有者に納めていただきます。

水 利 費		
種 別	10a当たり年間	備 考
普通畑	2,500円	
ハウス	加温機有	21,000円 平成23年度～25年度までは15,000円とする
	加温機無	12,000円
	その他	6,000円 雨よけハウス・育苗施設
茶	防霜有	11,000円
	防霜無	6,000円

※**水利費**は、水利用が可能となった圃場を対象に『**水を使った場合のみ**』
賦課されます。

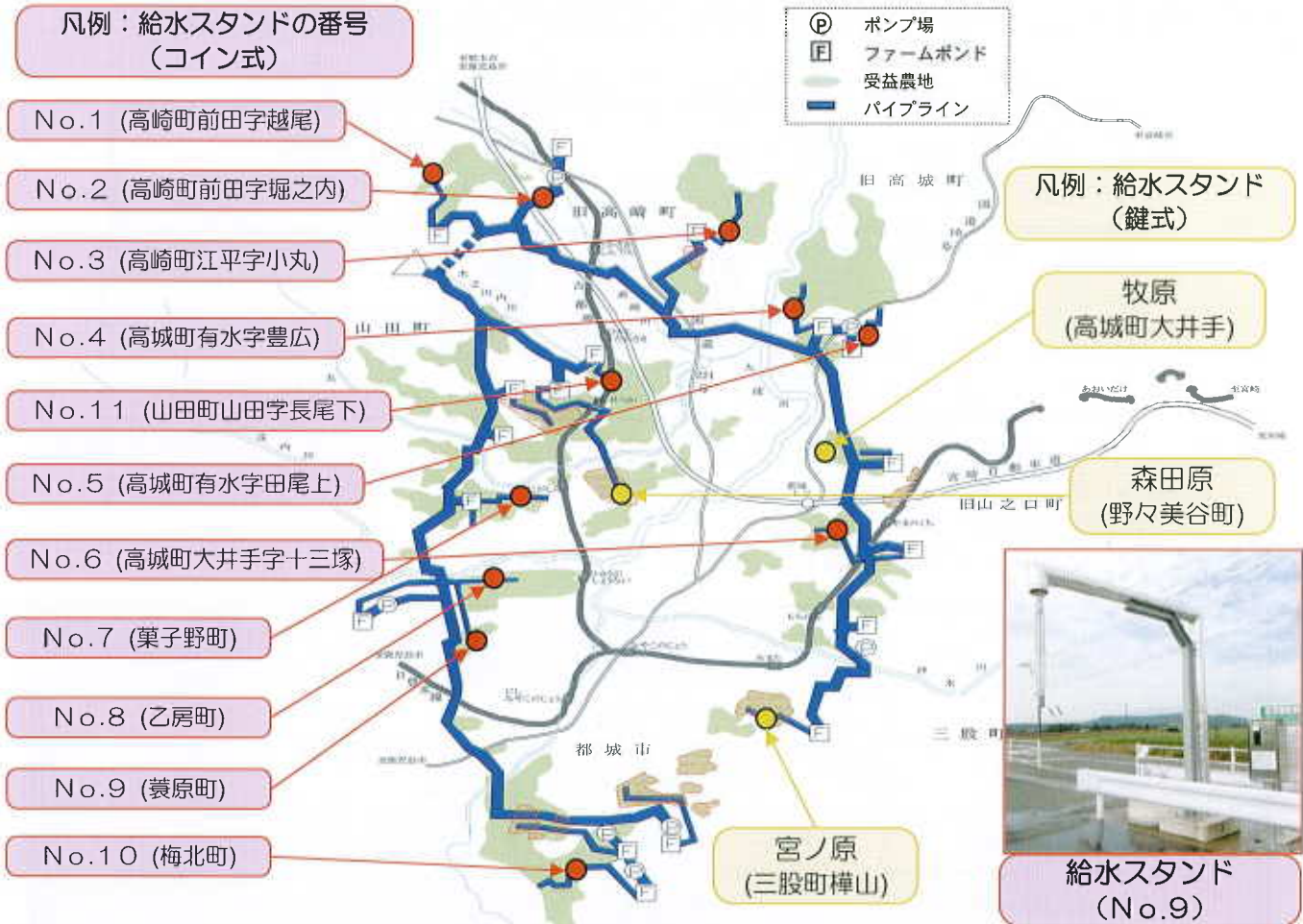
※水の利用については使用開始前に必ずご連絡下さい。
無断での水利用は組合員の方でも盗水となりますのでご注意ください。

4月1日より上記の6地区において経常賦課金（組合費）や水利費の納入をお願いしていますが、まだ未納の方は早めに納めて頂きますようよろしくお願いいたします。

- ◎納付の際には便利な口座振替をご利用下さい。
口座振替ができる金融機関はJA都城・宮崎銀行・ゆうちょ銀行(郵便局)となります。
(口座振替をご利用頂ければ手数料はかかりません。)
口座振替についてご不明な点がございましたら、当土地改良区までご連絡下さい。

給水スタンドについて

国営関連事業が完了していない受益地区について、暫定的に給水を可能とするための給水スタンドを設置しています。



給水スタンド使用料

科目	種別	金額	備考	
使用料	鍵式 (年間)	個人	3,000円	
		法人	30,000円	
	コイン式 (1枚当たり)	大コイン	100円	500ℓ給水
		小コイン	50円	250ℓ給水

※コインの販売は当土地改良区事務所で行っています。

鍵式の給水スタンドをご利用されたい方は土地改良区までご連絡ください。

ご注意を

専用コインを使用し、変形したコインや汚れたコインを投入しないで下さい。
 共同利用施設ですので、使用者が責任を持って後片付けを行って下さい。
 かん水や防除などの用水としてお使い下さい。(生活用水等の使用は出来ません)
 飲料水ではありませんので決して飲まないで下さい。
 施設内での洗車は出来ません。

便利な散水器具の紹介

スプリンクラー以外にも、安価で便利な散水器具があります。
給水栓に簡単に設置することができます。



畑かんの給水栓を
蛇口に！
簡単に脱着可能！



給水栓に直接取付可能！
先端部をひねることで水量の調節
ができます。
締め切ることでも止水もできます。

※上記の散水器具は補助対象外です。

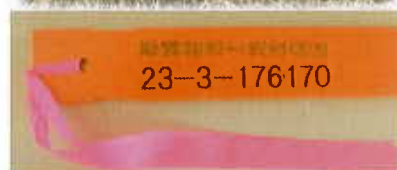
当土地改良区では取り扱っておりませんが、購入されたい方はご相談下さい。

給水開始申請された畑について

給水開始申請された畑において、理事会や地元の受益者の方から「なにか目印をしてほしい。」という貴重な意見をいただきました。

そこで給水開始申請をされた畑の給水栓に給水許可表示板
(プラスチック製赤杭)を設置することになりました。(右写真)

土地改良区職員や地区の維持管理組合・営農組合等の役員が受益地を巡視する際に確認しやすくなるため、盗水防止にも繋がります。



大切な杭です。抜かないようご協力お願いいたします。

事務所移転のお知らせ



平成23年12月より都城盆地土地改良区の事務所を現在の都城盆地地区中央管理所（山田総合支所となり）から都城市都北町（都城圏域地場産業振興センター裏）へ移転しました。

それに伴い、現在販売している給水スタンドコインも都北町での販売となります。

ご迷惑をおかけしますがよろしく申し上げます。

住所 〒885-0004
都城市都北町5225番地5

TEL: 0986-36-6710

こんなときは必ず土地改良区へ連絡を！

水を利用するとき

水を利用されたい方は使用開始前に必ずご連絡下さい。

水を利用する前に畑地かんがい給水開始申請書の届出をしていただくことになります。
必要事項の記入をしていただきます。（畑の地番、面積等）
無断での水利用は組合員の方でも盗水となりますのでご注意

提出書類

畑地かんがい給水
開始申込書

農地の移動や組合員の変更があったとき

- ◎土地の所有権（売買・相続等）・耕作権の異動
- ◎組合員資格の変更
（組合員の死亡や農業者年金受給による経営移譲等
- ◎住所の変更

提出書類

組合員資格得喪通知書

このような時は、土地改良法により組合員から土地改良区へ届け出るように義務付けられています。（法第43条第1項）

法務局や都城市・三股町、農業委員会への届出では都城盆地土地改良区の台帳は変更されません。

ご注意を！！

土地改良区地区内の農地を取得される時、その土地に滞納賦課金があるまま取得されると土地改良法第42条（権利義務の継承）の規程により、新しく取得された方に滞納賦課金の納付義務が課せられることとなりますので農地取得の際はご注意下さい。

トピックス

新規採用職員紹介

平成23年4月1日より新しく都城盆地土地改良区の職員となりました徳満隆太です。都城盆地の農業発展のため、まずは畑地かんがい事業を多くの方に知ってもらいご理解していただくことが第1歩だと考えています。そのうえで水利用者が増え畑地かんがい面積約4000haの畑が水で潤うことを望んでいます。畑かん施設の維持管理、畑かん事業の推進に一生懸命努めてまいります。元気いっぱい笑顔で頑張ります。よろしくお願いします。



技師 徳満隆太

ご意見、お問い合わせ等は

都城盆地土地改良区



〒885-0004 都城市都北町5225番地5

TEL：(0986) 36-6710

FAX：(0986) 36-6740

E-mail：miyakonojo-bonchi@major.ocn.ne.jp

<http://www6.ocn.ne.jp/~mbonchi/index.htm>